

新価値創造展 2020(第16回中小企業総合展 東京) 出展お申込をいただきました皆様、ならびに、出展を検討中の皆様へ

「新価値創造展 2020」におきましては、2020年5月25日(水)より2020年7月20日(月)まで出展者募集を行っているところですが、6月10日に「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン(一般社団法人日本展示会協会)」、および2020年6月8日に「展示会等における新型コロナウイルス感染防止のための対応指針(株式会社東京ビッグサイト)」が公表され、「新価値創造展 2020」においても、これらガイドライン等と、政府及び東京都の対応方針に沿った対応措置の検討を進めております。つきましては、出展者の皆様にも、会期前後、および会期中の会場内外において、以下の対応をお願いすることになりますので、ご一読いただけますようお願いいたします。

なお、以下事項は、2020年6月22日時点のガイドライン、対応指針等に沿ったものです。今後の感染状況推移により、会場等対応の追加・変更や廃止が生じる場合は、「新価値創造展2020」公式ウェブサイトに掲載の本お知らせを随時更新いたします。なお、出展者確定後は、変更が生じる都度、出展ご担当者宛にメール等で、変更内容をご連絡いたします。

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 搬入出時、出展時の対応について

- ① 以下に該当する場合の入場制限を実施します。
 - ・ 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感(強いだるさ)がある、呼吸が困難である(息苦しい)上記いずれかの症状がある場合。
 - ・ 施設、主催者によるサーモグラフィー、非接触体温計等による検温や体調確認時に入場制限要件に該当することを確認した場合。
- ② 搬入出時を含む会期中対応においては、マスク着用を義務化します。
- ③ 会場入場時など会場入口や各所に設置する手指消毒液による手指消毒と手洗いを励行いただきます。
- ④ 出展ブース内に商談テーブル等を設置する場合、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫防止措置を講じてください。
- ⑤ 不特定多数の来場者が直接触れる製品・サンプル等については、適宜消毒措置を行ってください。
- ⑥ 会期中に接触された来場者、出展担当者、出展者が独自に手配された装飾・工事等外注作業者の名簿は、感染発生時の追跡に資するため、最低3週間以上保管していただきますようお願いいたします。
- ⑦ 自社ブースで使用するマスクやフェイスシールド等の防護具、手指消毒液をご用意ください。
- ⑧ 会期中に使用したマスクやフェイスシールド、手袋などはビニール袋に入れた上で、必ず密閉して保管し、会期後は展示物等と併せてお持ち帰りいただきます。
- ⑨ 感染が疑われる者が発生した場合、必要に応じて、保健所等の公的機関による聞き取りにご協力いただくほか、情報提供・状況報告にご協力をいただきます。
- ⑩ その他、今後のCOVID-19感染拡大状況に応じて、お願いする事項に変更が生じる場合があります。

2. 展示会主催者の対応について

「新価値創造展 2020」の開催にあたって、主催者は、以下の会場内対応を行います。

- ① 主催者、スタッフ(事務局、会場運営スタッフ、ブース施工・備品レンタル・電気配線など展示装飾関連施工会社ほか)の体温測定と記録、手洗い、手指消毒、健康チェックを徹底し、発熱など入場制限事項に該当する者の出勤を停止します。
- ② 展示会場入口にサーモグラフィー又は非接触体温計を設置し、来場者等入場者の検温確認を行います。また、来場者受付では来場者の健康状況を口頭確認するほか、必要に応じて非接触体温計による検温を実施します。
- ③ 展示ホール入口、受付、会場内インフォメーション、ステージ、休憩スペース等に手指消毒液を設置するほか、共用部のテーブル・椅子等について、利用都度、消毒措置を実施します。
- ④ 来場者受付、会場内インフォメーション、商談スペース等には、飛沫防止措置を講じるほか、待機行列は1m以上の離隔距離が確保されるよう床面表示とスタッフによる誘導を行います。
- ⑤ 来場者にはマスク着用の上、手洗い、手指消毒を励行いただくよう注意喚起を行います。
- ⑥ メインステージ、出展者プレゼンステージの座席間隔は離隔距離1mを確保するように配置します。
- ⑦ 感染リスクのある付帯イベント(出展者交流会、懇親会)は、感染状況次第ですが自粛とする可能性があります。また、本開催では、海外からの企業経営者招聘が困難であることから、会場内または隣接会場における「海外 CEO 商談会」は開催いたしません。
- ⑧ 会場内の最小通路幅は3m以上を確保します。
- ⑨ 会場内換気のため、ホール内空調を行うほか、全ての搬入出口シャッターの下部開放(50cm 程度)を行います。
- ⑩ 感染が疑われるものが発生した場合、施設が定める感染疑い時の対応マニュアルに基づく対応を行います。また、保健所等の公的機関による聞き取りに協力(必要に応じ出展者様にもご協力いただきます)するほか、情報提供の実施、施設管理者等への状況報告を行います。
- ⑪ 出展者、来場者を含む展示会関係者(主催者、事務局、支援業者等を含む)の日別リストを保管し、感染拡大防止に関連して公的機関等から情報提供依頼があった場合には提供を行います。

2020年6月22日制定